

5月臨時会

改選後も議員報酬5%カット

議会構成を決定後、専決処分の承認4件（補正2件、条例改正2件）、除雪機械の取得、監査委員の選任、厳しい町の財政事情等を勘案し全議員10名の月額報酬5%を4月に引き続き来年3月分まで特例的に減額すること、これら全てを全会一致で承認、可決した。

1. 平成30年度補正予算の専決処分

議案番号	会計名	補正の主な内容	補正額(万円)	補正後(万円)
36号	一般会計補正予算(第10号)	国交付税等の増額、財政運営基金への積立、ふるさと寄付の減額による財源調整など	4429	52億6389
37号	国民健康保険特別会計補正予算(第6号)	診療報酬、職員給料、工事不用額の減額と財源調整など	▲1001	4億545

2. 条例改正の専決処分、財産の取得、人事案件

議案番号	案件名	議案の内容
38号	金山町税条例等の一部を改正する条例	地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う改正
39号	金山町都市計画税条例の一部を改正する条例	同上
40号	除雪機械の取得	NR303型ロータリー除雪車1台を山形市の昭和建機(株)から購入するもの
41号	金山町監査委員の選任について	議会選出監査委員として、栗田保則氏の選任に同意するもの

3. 議員発議

議案番号	案件名	議案の内容
発議第3号	議長等の報酬の特例に関する条例の設定	議長、副議長及び議員の月額報酬を5月から来年3月までに限り、5%減ずるもの

【議案第38号】
早坂憲明議員 ふるさと寄付は、6月1日から総務大臣が指定する自治体だけに限られるというのだが、3割以下の返礼品としていない場合、その寄付の扱いはどうなるのか。
町長 制度ができてから年数も経つ中、いわゆる過剰な寄付集めや地元にお金が還元しないような返礼品が増えている。

議案に対する質疑要旨



全会一致で承認、可決した。

総務省の指定を受けられなかった場合は、いくら寄付をしてもふるさと寄付にならないため、例えば「寄付控除」の恩恵は受けられないと承知している。

- 発行責任者 柴田 清正
- 議会議長 沼澤 道也
- 議会広報常任委員会 委員 星川 智子
- 副委員長 寒河江 宏一
- 委員 大場 洋介
- 委員 中村 忠行